

雑草問題に関する無料法律相談会を開催します。

本市では、良好な環境を保全するため、所有地の雑草除去をお願いしていますが、近年、土地の所有者が不明などの理由で、空き地などの雑草に関する相談が増えています。

このことについて、昨年の民法改正により、当事者間で雑草問題を解決することが可能となりましたので、今年度から雑草問題に関する無料の法律相談会を開催します。

※雑草問題に特化した法律相談会は、県内初の取組となります。



●事業概要

- ・日 時 毎月第4金曜 午後1時30分～午後4時 ※当該日が祝日の場合前日
- ・場 所 市役所北別館3階会議室
- ・対象者 次のいずれかに該当する方
 - ①市内居住者
 - ②市内の土地または建物所有者
 - ③市内所在の事業所の勤務者※市内の土地に関する相談に限る
- ・相談時間 1組当たり30分 ※要予約

【問い合わせ】 環境政策課 電話 23-2130